

釧路短期大学における公的研究費の使用、管理に関する行動規範

大学における研究活動は、社会からの信頼と負託によって支えられている。

公的研究費（注1）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、その影響は我が国全体の学術研究の発展をも阻害しかねない。

釧路短期大学は、公正な研究遂行を今後も確保・充実させ、いかなる不正も防止するために、公的研究費の使用にあたって、教職員（注2）が遵守すべき行動の規範を定める。

1. 不正使用を発生させない環境を醸成し、それを維持する。
2. 公的研究費の原資は国民の税金であることを認識し、社会の信頼に応えるよう、その使用にあたる。
3. 公的研究費に関する法令、関係規則および学内の諸規則を遵守し、廉潔性をもって業務を遂行する。
4. 研究者と職員が互いに信頼関係を維持し、不正を未然に防止するための連携・協力する。
5. 不正発生の要因の除去に努めるとともに、万が一不正を知ったときは、それを通報する。

平成30年4月 最高管理責任者
杉本 龍紀（釧路短期大学学長）

（注 1）「公的研究費」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」で示されている文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。

（注 2）「教職員」とは、文部科学省が制定している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準じ、本学に所属する非常勤を含む研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。

（その他）この行動規範の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。